

# ふるさと納税による新事業創出支援事業対象プロジェクト募集要項 (2次募集)

## 1 募集目的

ふるさと納税を活用し、福井県内の事業者の起業、新商品開発、販路開拓などの新たな事業プロジェクトを支援することを目的とします。

## 2 事業実施主体および支援対象事業

事業実施主体（以下、「プロジェクト実行者」という。）および支援対象事業は次表のとおりとします。

一般枠	以下のいずれかに該当する者 ① 県内に住所を有する個人事業者もしくは県内に主たる事業所を有する法人または団体 ② 起業の日（個人にあつては開業の日、法人または団体にあつては設立の日）に県内に住所を有することを予定している者
地域おこし協力隊特別枠	県内で地域おこし協力隊として活動経験がある者（任期中の者を含む）またはそれに準ずる居住歴・滞在歴のある者であり、以下のいずれかに該当する者 ① 県内に週末居住など短期滞在して活動することを予定している者 ② 県内に定住するために起業を予定している者

## 3 支援対象となる事業

起業、新商品開発、販路開拓のほか、観光、文化、教育、福祉、スポーツ等の地方創生に資する事業プロジェクトであり、地域課題の解決や地域活性化に資する事業プロジェクト

## 4 寄付金の募集

福井県（以下「県」という。）は、県が認定する事業プロジェクトの企画内容や寄付目標額等をクラウドファンディングサイト（以下「募集サイト」という。）に掲載して、寄付を募集します。使用する募集サイトはREADYFOR株式会社が運営する「Readyfor」とします。

寄付目標額は概ね50万円から100万円程度とし、プロジェクト実行者が定めるものとします。

募集サイトの掲載内容は、プロジェクト実行者がREADYFOR株式会社の支援を受けて作成し、随時更新するものとします。

寄付金の募集は原則11月末までとし、最長で90日間とします。

## 5 奨励金

寄付目標額を達成した事業プロジェクトについて、県は寄付金の額から寄付募集にかかる手数料20%に消費税及び地方消費税を加えた額（ただし、1事業プロジェクトあたりの寄付金額が50万円を下回る場合、10万円に消費税および地方消費税の額を加算した金額）を差し引いた金額を奨励金として支給します。

なお、ふるさと納税による新事業創出支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第12条第2項による上乗せ分については、1次募集において定数に達したため、2次募集の申請事業は対象外となります。

寄付金の募集期間内に寄付目標額に達しなかった場合は、寄付者に対して寄付金を全額返金します。

## 6 応募の手続き等

### (1) 募集期間

令和元年7月22日（月）～令和元年8月16日（金）

### (2) 支援事業数

2事業程度（一般枠および地域おこし協力隊特別枠の合計）

### (3) 提出書類

事業実施計画書（実施要領様式第1号）

#### 添付書類

収支予算書（別紙1）

プロジェクト実行者概要説明書（別紙2）

県税の納税状況の確認について（別紙3）

その他、事業の内容が分かる資料を添付して下さい。

### (4) 提出部数

1部

### (5) 提出先

福井県交流文化部定住交流課 ふるさと貢献G

（住所）〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

（電話）0776-20-0665 （FAX）0776-20-0644

（e-mail）[furusatokouken@pref.fukui.lg.jp](mailto:furusatokouken@pref.fukui.lg.jp)

## 7 支援体制

本事業は、県と株式会社福井銀行、株式会社福井新聞社およびREADYFOR株式会社の四者が連携して実施します。プロジェクト実行者から県への申請書類等の情報は四者間で共有し、事業プロジェクトの実現に向けて連携

して支援を行います。

株式会社福井銀行は事業プロジェクトの実現に向けた経営サポートを実施し、株式会社福井新聞社はウェブサイトや紙面を通じた情報発信により支援します。READYFOR 株式会社は募集サイトの掲載・更新にかかるコンテンツ制作等を支援します。

## 8 事業認定の方法

県は事業評価委員会を開催し、事業内容の新規性や実現可能性、地域課題解決への寄与度等を評価し、事業プロジェクトを認定します。

選定は書面による評価のほか、プレゼンテーションによる評価を行います。事業評価委員会の日時等は別途連絡します。

## 9 事業の開始およびお礼等の実施

プロジェクト実行者は、県の認定後、事業プロジェクトを開始することができます。

プロジェクト実行者は、奨励金受領後、寄付者に対し速やかにお礼（手紙の送付や自社製品の試供品の提供等）を行い、寄付者に感謝の気持ちを伝えるものとします。さらに、定期的に事業進捗報告を行うなど寄付者に継続して関心を持っていただくための工夫を行うものとします。

ただし、寄付者に対するお礼は、平成31年4月1日付総務省告示第179号等を参考に、地場産品であり、お礼にかかる経費の割合が寄付金額に対して3割を超えないようにするなど、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内でプロジェクト実行者の負担により行うものとします。

（参考）総務省HP「ふるさと納税に係る指定制度について」（平成31年4月1日付総務省告示第179号等を掲載）

（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/topics/20190401.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190401.html)）

## 10 事業実績の報告

プロジェクト実行者は事業プロジェクトが完了した日から起算して1か月以内または翌年度4月5日のいずれか早い日までに事業実績報告書を県に提出するものとします。

### 11 事業中止によるキャンセル料

事業認定後、プロジェクト実行者の都合や不正な行為により、事業を中止したときは、READYFOR 株式会社に対するキャンセル料が発生する場合があります。（募集サイトの利用規約に準拠）

### 12 認定の取り直し

事業実施計画に従って事業を行わない場合や、事業プロジェクトを中止した場合などは事業認定を取り消すこととします。

### 1 3 奨励金の返還

不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認められる場合は、認定を取り消した上、支給決定を取り消し、支給額全額を返還させることがあります。

### 1 4 その他

この募集要項に定めのない事項は実施要領に基づくこととします。